

# 企画競争説明書

業務名称：タイ国鉄道電化に関する情報収集・確認調査

調達管理番号：21a00502

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。  
詳細については「第1章 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年8月4日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2021年8月4日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：タイ国鉄道電化に関する情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年10月 ～ 2022年3月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

### 4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：三義 望 [Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp](mailto:Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp)

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】  
タイ事務所

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

#### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反

が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

本件においては、特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年8月13日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）  
注1）原則、電子メールによる送付としてください。

注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。

注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年8月19日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年8月27日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

- 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先:

1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書:

宛先: [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

件名: (調達管理番号)\_(法人名)\_見積書

[例: 20a00123\_〇〇株式会社\_見積書]

本文: 特段の指定なし

添付ファイル: 「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類:

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費(航空賃)
  - b) 旅費(その他: 戦争特約保険料)
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください（2021年7月度）。
- a) 現地通貨＝ 3.45293 円
  - b) US\$ 1 =110.552 円
  - c) EUR 1 =131.632 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。  
契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項  
特になし

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／鉄道セクター分析
- b) 鉄道電化計画

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 4 人月

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2

位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

#### 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

#### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年9月14日（火）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力

- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部 ([e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp))宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の



財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1 1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1 2 その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：鉄道電化計画の策定にかかる情報収集及び提案作成等

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もありえます。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／鉄道セクター分析

➤ 鉄道電化計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験

地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／鉄道セクター分析）】

- a) 類似業務経験の分野：鉄道開発計画の策定にかかる情報収集及び提案作成等
- b) 対象国又は同類似地域：タイ国及び全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 鉄道電化計画】

- a) 類似業務経験の分野：鉄道電化計画にかかる情報収集及び分析等
- b) 対象国又は同類似地域：タイ国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

**3 プレゼンテーションの実施**

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>( 10 )</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>( 40 )</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>( 50 )</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>( 34 )</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／鉄道セクター分析</u>	<b>(34)</b>	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u> <u>〇</u>	<b>(—)</b>	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(—)</b>	<b>(8)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>鉄道電化計画</u></b>	<b>( 16 )</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

## 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「タイ国鉄道電化に関する情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 調査の背景・経緯

タイ国の鉄道は、首都バンコクを中心にタイ全土に広がっており、タイ国有鉄道（State Railway of Thailand。以下「SRT」という。）の路線は総延長4,346kmの鉄道網を構築している。SRTは現在、鉄道の競争力を高めるため、単線区間の複線化等により、輸送力の増強を進めているが、エアポート・レール・リンク（Airport Rail Link）と、開業に向け準備中のレッドラインを除き、電化されていない。また、既存車輛の多くは老朽化しており、鉄道輸送サービスの品質維持が困難となりつつある。

今後、鉄道の競争力をより一層高めるためには、複線化に加え、速度向上等を可能にする鉄道電化等のインフラ整備を行い、さらなる輸送力の増強、鉄道輸送サービスの品質改善等を図る必要がある。

また、特にバンコク都周辺で深刻化している大気汚染や、現在建設中のバンス一駅におけるディーゼル機関車の排煙問題の解消のためにも、鉄道電化等による環境負荷の低減は、有効な手段の一つであると考えられる。

上記のような背景をもとに、SRT及びタイ国運輸省鉄道局（Department of Rail Transport。以下「DRT」という。）より鉄道の電化推進に向けた方針策定にかかる調査支援の要請があったことを受け、同支援を目的として、本調査を実施することとした。

### 第3条 調査の目的と範囲

本調査は、タイ国全土での鉄道電化計画に関する現況整理・レビューと、同分野に対するJICAの協力可能性の検討・整理を行うことを目的とする。タイ政府及びSRT等が有する既存の都市計画・都市交通及びエネルギー計画にかかる政策や設備更新計画などを基に、鉄道分野の現状、課題及び関係者等を網羅的に整理し、タイ国全土での鉄道電化のあるべき姿を検討する。また、有償資金協力（円借款、海外投融資）による将来的な事業化や、技術協力等の可能性の検討に資する情報収集を念頭に調査を実施し、JICAによる協力可能性の検討・整理を行うこととする。

また、タイ国ではサックサイアム運輸大臣により、2021年11月からこれまでSRT運営の非電化車輛のターミナル駅となっていたファランポン駅を廃止し、同月正式開業を予定しているバンス一中央駅にターミナル機能を集約する方針が発表されているが、同駅の排煙能力に限界があることから、中長期的な電化計画

の制定に加え、短期的な対応方針を立てることも急務となっている。本調査においてはこの背景を踏まえ、SRTによる非電化路線運行計画のレビュー及び同駅が抱える排煙問題に対する短期的な対応策の提案も行うこととする。

#### 第4条 調査実施の留意事項

##### (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた調査計画の立案

現在、コロナ禍により現地渡航の可能性が不透明な状況が続いている。したがって、本調査は現地への渡航による調査及び報告を前提とするも、状況に応じローカルコンサルタントの活用やオンラインでの面談等、遠隔での情報収集を最大限検討する。

##### (2) JICAの協力実績を踏まえた調査

本調査の実施にあたっては、JICAの実施済み／実施中の協力の内容・成果を積極的に活用するとともに、調査活動の重複を避けるよう留意する。具体的には、JICAの他の協力との整合性を確認しつつ、情報のアップデート及び不足情報の補足を行い提案につなげることが求められる。既往案件である技術協力個別案件「鉄道専門家」からのヒアリング等を通じて効率的に情報収集を行うとともに、「タイ国バンコク-チェンマイ高速鉄道整備事業準備調査」等、JICAの先行調査で収集された調査結果等を適宜参考にし、本調査で新たに調査する内容が重複しないよう事前に調整する。

##### (3) 他ドナーの取り組みに関する調査

ADBが上述の鉄道電化にかかる環境及び産業への影響分析をはじめとするタイ国全土を対象とした交通セクターの協力を実施、計画中である。同行をはじめとする他機関による協力の方針及び本調査における提案内容との整合性、実績及び最新動向を取りまとめる。

##### (4) 調査の進め方

現地関係機関と十分に協議を行い、一方的な検討とならないよう、電化する路線の範囲や導入技術等において、財務面、関係者の関心、実施能力等の面で実現可能かつ具体的な提案を行う。ただし、本調査は今後の協力を約束するものではないことに留意し、タイ国政府関係者や本邦企業関係者に誤解を与えないよう配慮する。

##### (5) 本邦技術の活用に関する分析

有償資金協力や技術協力等のJICAの協力可能性の整理にあたっては、タイ国の経済成長・インフラ開発に裨益することを前提としつつ、同国での本邦企業のビジネス展開の可能性も考慮した提案を行うこととする。本調査では、本邦企業の関心が高く、かつ本邦技術やノウハウの活用の可能性が期待され、本邦企業の海外進出に直接的・間接的に資するプロジェクトの検討・形成に資する情報整理を行うという観点から、有償資金協力や技術協力、民間連携スキーム等により本邦企業の参入が見込まれるJICAの協力案も整理する。

本邦企業の先進的な技術を活用したインフラ整備の可能性については、本邦企業にもヒアリングを行うとともに、相手国政府・実施機関のニーズや意向を確認しつつ、検討を行うこととする。



## (6) 今後の支援可能性にかかる提言

調査の結果を踏まえ、円借款や海外投融資、技術協力等を念頭に置いた開発協力及び協力の前提となる先方負担事項に係る提言を行う。また、提言にあたっては、短期的・中長期的なスパンでの整備について分けて整理する。

また、複数の中小規模コンポーネントを組み合わせたプロジェクト候補の検討も行うこととする。

なお、特に工事が想定される事業については、その環境・社会への影響についても調査・評価することとする。

## 第5条 調査の内容

調査の内容は以下のとおり。

### (1) タイ国における鉄道セクター、特に SRT の現状と課題等に関する情報の収集・整理

- ①自然条件 (位置・面積、地形、気候)
- ②社会経済状況 (人口、経済成長、産業、貿易、発送電体制を含む電力状況)
- ③運輸交通セクターの現状
  - 1) 交通機関別の路線網 (路線網図、路線延長)
  - 2) 交通機関別の旅客・貨物輸送量 (輸送量、平均輸送距離)
  - 3) 運輸交通セクターの開発計画
  - 4) 列車運転、特に電車運転に関する労働市場及び訓練センター等
- ④SRT の現状と課題
  - 1) SRT の現状 (組織体制、施設設備、列車運行等の状況)
  - 2) SRT の開発計画、設備投資計画、要員計画 (複線化計画等を含む)
  - 3) SRT の鉄道電化計画の位置づけ
  - 4) SRT の課題

### (2) SRT の今後の鉄道電化計画に関する情報の収集・整理

- ①鉄道電化計画の概要・効果
  - 1) 鉄道電化計画の関連資料の収集
  - 2) 鉄道電化計画の概要・効果 (輸送需要、運行計画、車両・施設計画、投資計画、電気設備の維持管理体制、調達パッケージ、事業効果・財務分析等)
- ②今後の鉄道電化計画の進め方
  - 1) 鉄道電化計画の進め方に関する政府、運輸省、及び SRT の方針
  - 2) 予算・技術・要員等の課題整理
  - 3) 電化優先順位に係る分析・提案 (特にバンスー駅通過路線)

- 4) 蓄電池電車、水素燃料等のハイブリッド鉄道車両の導入・活用可能性の検討等
- 5) 技術的側面、予算、人員等を踏まえた適切な電化システムの提案
- 6) 優先路線における電力需要予測、発電・配電源、各電力セクター関係機関の対応方針、投資コスト等に関する基礎データの整理
- 7) 鉄道ネットワークの電化に向けた段階的な投資計画の提案
- 8) 鉄道電化事業への鉄道タイ国内産業の活用可能性の検討

(3) SRT の今後の鉄道電化計画に対する我が国の支援の効果的な取り組み方を検討するために必要な基礎情報の収集・分析

①鉄道電化計画において我が国の優位性が高い支援内容

1) 本邦企業及び外国企業の動向・関心、課題の整理（電化に関連する設備や施設だけでなく、スタッフ研修、運営、保守、新貨物・旅客サービス等に関する提案や、現地自治体または現地企業と本邦企業の連携可能性に関する検討も含む）

2) 上記に係る国際競争入札で採用されている調達パッケージ及び契約方式の整理

3) 電化分野における日本のシステムの優位性の整理（日本の仕様と基準、本邦企業の設備と設備、本邦事業者による研修体制、本邦企業による運営管理等）

②我が国支援の可能性と具体的な支援プロジェクトの提案

1) ODA 案件形成検討（先行事例分析、課題・リスクの整理、対応策の検討等）

2) 鉄道電化事業に必要なトレーニング（新規または既存の訓練センターを支援する提案を含む）

(4) インテリム・レポートの作成及び JICA との協議

上記(1)～(3)までの調査結果をインテリム・レポートにまとめた上で、JICA タイ事務所と今後の調査方針について協議する。また、インテリム・レポートの内容について SRT 及び関係機関・ドナー等に対して発表の上、コメントを聴取し、調査方針及びドラフト・ファイナル・レポートに反映させる。

(5) ドラフト・ファイナル・レポート及びファイナル・レポートの作成

上記(1)～(4)までの調査結果をドラフト・ファイナル・レポートにまとめた上で、ドラフト・ファイナル・レポートの内容について SRT 及び関係機関・ドナー等に対して発表の上、コメントを聴取する。JICA 及び SRT からのコメントを踏まえ、必要な修正を行った上で、ファイナル・レポートを JICA タイ事務所に提出する。

## 第6条 成果品等

次の成果品を作成し、JICA との協議、検討会等でレポート内容などを審議した結果を踏まえた上で JICA タイ事務所に提出する。なお、最終成果品はファイナル・レポートとする。

### (1) 報告書等

#### (ア) 業務計画書

記載事項：調査の基本方針、調査概要、調査項目、作業工程、要員計画

提出時期：契約後 10 営業日以内（2021 年 11 月上～中旬）

部数：電子データ PDF ファイル 1 セット（和文）

#### (イ) インテリム・レポート

記載事項：調査全体内容

提出時期：2021 年 12 月中旬

部数：和文 5 部／英文 5 部（簡易製本）、電子データ PDF ファイル 1 セット（和文／英文）

#### (ウ) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査全体内容

提出時期：2022 年 1 月中旬

部数：和文 5 部／英文 5 部（簡易製本）、電子データ PDF ファイル 1 セット（和文／英文）

#### (エ) ファイナル・レポート

記載事項：調査全体内容

提出時期：2022 年 2 月 10 日

部数：和文 5 部（全文、冒頭に要約を含む／要製本）、英文 15 部（全文、冒頭に英語とタイ語の要約を含む／要製本）、電子データ PDF ファイル 1 セット（①和文全文、②和文要約、③英文全文、④英文要約、⑤タイ語要約の計 5 ファイル）

注 1）報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

### (2) 収集資料

調査開始時に JICA より貸与された資料及び調査中に収集した資料・データを分野別に整理し、収集資料リスト（JICA の様式）を付して、調査終了後 JICA タイ事務所に提出する。

### (3) その他の提出物

#### (ア) 議事録等

関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3日程度のうちにJICAタイ事務所に提出すること。

## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

第3章 第6条 成果品等の各レポートのスケジュールに応じた工程とする。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 11 人月（現地：5人月、国内6人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／鉄道セクター分析（2号）
- ② 鉄道電化計画（3号）
- ③ 鉄道車両・システム
- ④ 鉄道需要分析
- ⑤ 調達・契約方式

### (3) 関連資料等

企画段階での公開は行わないが、受注者には「タイ国バンコク－チェンマイ高速鉄道整備事業協力準備調査」の最終報告書のうち、バンスー中央駅の排煙能力や在来線の電化にかかる個所を抜粋して共有する予定である。

### (4) その他留意事項

#### 1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況や新型コロナウイルス関連規制等については、JICA事務所や日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のため、関係諸機関に対する協力及び調整作業を十分に行うこと。

現地業務時は、JICA事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意すること。現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。